



令和5年度さぬき市子育て応援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯を応援するために、本市では保護者の所得額に関係なく臨時特別措置として給付金を支給します。

対象児童 令和5年11月30日時点で市内に住民票のある18歳年度末までの児童
※令和6年4月1日生まれまでの新生児を含む

支給対象者 対象児童を現に監護する保護者
※申請が不要な方と必要な方がいます

給付額 児童1人あたり2万円

※詳しくは市ホームページをご覧ください。
下記までご連絡ください。

【問】子育て支援課 ☎(0879)26-9905

市ホームページ
はこちら



低所得世帯に物価高騰対策臨時特別生活支援金を給付します

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯に生活支援金を支給します。

支給対象者

令和5年12月1日時点で市内に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯
ただし、以下に1つでも当てはまる世帯は支給対象外となります

- ・住民税課税となる所得があるのに未申告である世帯員がいる
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯員がいる
- ・他自治体で「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した給付金等を受給した世帯員がいる

支給額

1世帯あたり7万円

支給時期

令和6年2月9日(金)から順次支給予定

手続方法

対象と思われる世帯に対し、「支給予定通知書」または、「確認書」を順次郵送しています。

【「支給予定通知書」が届いた方】

内容をご確認いただき、振込先口座の変更等がなければ手続きは不要です。

振込先口座を変更する場合や、受給辞退する場合は期日までに必ず福祉総務課へご連絡ください。

【「確認書」が届いた方】

内容をご確認いただき、書類に必要事項を記入後、必ず返送してください。

※期限を過ぎると支給できません。

【令和6年2月29日(木) 必着】

詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記までご連絡ください。

【問】福祉総務課 ☎(0879)26-9930

戸籍の広域交付について

3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、戸籍の広域交付が始まります。

詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。



↑法務省
ホームページはこちら

戸籍の
広域交付

